

建設リサイクル法第10条に基づく届出に係るお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条に基づく届出については、**当面の間、郵送による届出が可能**となりましたのでお知らせいたします。

【注意事項】

- 副本の返却及び届出済シールの交付を行うため、返信用封筒（切手を貼付）を同封してください。
- 届出は、工事に着手する日の7日前までにしなければなりません。郵送による提出の場合、届出書が提出先に到着した日が受理日となりますので、余裕をもった提出をお願い致します。
- 提出先は、工事場所により異なります。郵送による送付先は、下記のとおりです。

市町村	担当課	電話	所在地
常陸太田市	県北県民センター建築指導課	0294-80-3344（直）	常陸太田市山下町4119
常陸大宮市			
大子町			
笠間市	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	029-301-4784（直）	水戸市笠原町978-6
那珂市			
小美玉市			
茨城町			
城里町			
大洗町			
東海村			
鹿嶋市			
潮来市	鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4114（直）	鉾田市鉾田1367-3
鉾田市			
神栖市			
行方市			
石岡市			
龍ヶ崎市	県南県民センター建築指導課	029-822-7079（直）	土浦市真鍋5-17-26
牛久市			
守谷市			
稲敷市			
かすみがうら市			
つくばみらい市			
美浦村			
阿見町			
河内町			
利根町			
筑西市			
結城市			
下妻市			
常総市			
坂東市			
桜川市			
八千代町			
五霞町			
境町			

※工事場所が特定行政庁管轄内（水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市）の場合は取扱いが異なりますので、各特定行政庁へお問い合わせください。